

昭和二十六年法律第二百二十二号

民事調停法

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条―第二十三条)

第二節 民事調停官(第二十三条の二―第二十三条の五)

第二章 特別

第一節 宅地建物調停(第二十四条―第二十四条の三)

第二節 農事調停(第二十五条―第三十条)

第三節 商事調停(第三十一条)

第四節 飲害調停(第三十二条・第三十三条)

第五節 交通調停(第三十三条の二)

第六節 公害等調停(第三十三条の三)

第七節 知的財産調停(第三十三条の四)

第三章 罰則(第三十四条―第三十八条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的とする。

(調停事件)

第二条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立てをすることができる。

(管轄)

第三条 調停事件は、特別の定めがある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。

2 調停事件は、日本国内に相手方(法人その他の社団又は財団を除く。)の住所及び居所がないとき、又は住所及び居所が知れないときは、その最後の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

3 調停事件は、相手方が法人その他の社団又は財団(外国の社団又は財団を除く。)である場合において、日本国内にその事務所若しくは営業所がないとき、又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

4 調停事件は、相手方が外国の社団又は財団である場合において、日本国内にその事務所又は営業所がないときは、日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

(移送等)

第四条 裁判所は、調停事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるとき(次項本文に規定するときを除く。)は、申立てにより又は職権で、これを管轄権のある地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。ただし、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送し、又は自ら処理することができる。

2 裁判所は、調停事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合であつて、その事件が家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第二百四十四条の規定により家庭裁判所が調停を行うことができる事件であるときは、職権で、これを管轄権のある家庭裁判所に移送しなければならない。ただし、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

3 裁判所は、調停事件がその管轄に属する場合においても、事件を処理するために適当であると認めるときは、職権で、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

(調停の申立て)

第四条の二 調停の申立ては、申立書を裁判所に提出してしなければならない。

2 前項の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 申立ての趣旨及び紛争の要点

(調停機関)

第五条 裁判所は、調停委員会で調停を行う。ただし、裁判所が相当であると認めるときは、裁判官だけでこれを行うことができる。

2 裁判所は、当事者の申立てがあるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

(調停委員会の組織)

第六条 調停委員会は、調停主任一人及び民事調停委員二人以上で組織する。

(調停主任等の指定)

第七条 調停主任は、裁判官の中から、地方裁判所が指定する。

2 調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所が各事件について指定する。

(民事調停委員)

第八条 民事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に関する事件の關係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。

2 民事調停委員は、非常勤とし、その任免に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

(民事調停委員の除斥)

第九条 民事調停委員の除斥については、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第十二条、第十三条第二項、第八項及び第九項並びに第十四条第二項の規定(忌避に関する部分を除く。)を準用する。

2 民事調停委員の除斥についての裁判は、民事調停委員の所属する裁判所とする。

(手当等)

第十条 民事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(利害關係人の参加)

第十一条 調停の結果について利害關係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参加することができる。

2 調停委員会は、相当であると認めるときは、調停の結果について利害關係を有する者を調停手続に参加させることができる。

(調停前の措置)

第十二条 調停委員会は、調停のために必要があると認めるときは、当事者の申立てにより、調停前の措置として、相手方その他の事件の關係人に対して、現状の変更又は物の処分を禁止その他調停の内容たる事項の実現を不能にし又は著しく困難ならしめる行為の排除を命ずることができる。

2 前項の措置は、執行力を有しない。

(調停手続の指揮)

第十二条の二 調停委員会における調停手続は、調停主任が指揮する。

(期日の呼出し)

第十二条の三 調停委員会は、調停手続の期日定めて、事件の關係人を呼び出さなければならない。

(調停の場所)

第十二条の四 調停委員会は、事件の実情を考慮して、裁判所外の適当な場所で調停を行うことができる。

(電子調書の作成)

第十二条の五 裁判所書記官は、調停手続の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。ただし、調停主任においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 裁判所書記官は、前項の規定により電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これを裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイル(第十二条の七第二項及び第三項並びに第十二条の八を除き、以下単に「ファイル」という。)に記録しなければならない。

(非電磁的記録の閲覧等)

第十二条の六 当事者又は利害關係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、非電磁的記録(調停事件の記録中次条第一項に規定する電磁的記録を除いた部分)をいう。次項及び第十二条の九において同じ。)の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十一条第四項及び第五項の規定は、非電磁的記録について準用する。

(電磁的記録の閲覧等)

第十二条の七 当事者又は利害關係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録(調停事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分)をいう。以下この条及び第十二条の九において同

じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線等で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。)を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による電磁的事件記録に係る閲覧及び複写の請求について準用する。
(調停事件に関する事項の証明)
第十二条の八 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、調停事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的事件記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(秘密保護のための閲覧等の制限)
第十二条の九 民事訴訟法第九十一条の規定は、調停事件の記録の閲覧等(非電磁的事件記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付若しくはその複製又は電磁的事件記録の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的事件記録の提供をいう。)について準用する。
(事実の調査及び証拠調べ等)
第十二条の十 調停委員会は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをすることができる。

2 調停委員会は、調停主任に事実の調査又は証拠調べをさせることができる。
(調停をしない場合)
第十三条 調停委員会は、事件が性質上調停をするに適當でないとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、調停をしないものとして、事件を終了させることができる。
(調停の不成立)
第十四条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相當でないとき、裁判所が第十七条の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。
(裁判官の調停への準用)
第十五条 第十一條から前条までの規定は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。
(調停の成立・効力)
第十六条 調停において当事者間に合意が成立した場合において、その合意について電子調書を作成し、これをファイルに記録したときは、調停が成立したものとし、その記録は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

2 前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送付しなければならない。
第十六条の二 前条第一項の規定によりファイルに記録された電子調書につきその内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。
2 更正決定は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子裁判書(第二十二條において準用する非訟事件手続法第五十七條第一項に規定する電子裁判書をいう。)を作成し、ファイルに記録してしなければならない。

3 更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。
4 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。
(調停に代わる決定)
第十七条 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相當であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。
(異議の申立て)
第十八条 前条の決定に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の申立てをすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。
2 裁判所は、前項の規定による異議の申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならない。
3 前項の規定により異議の申立てを却下する裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。
4 適法な異議の申立てがあつたときは、前条の決定は、その効力を失う。
5 第一項の期間内に異議の申立てがないときは、前条の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。
(調停不成立等の場合の訴の提起)
第十九条 第十四條(第十五條において準用する場合を含む。)の規定により事件が終了し、又は前条第四項の規定により決定が効力を失つた場合において、申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。
(調停の申立ての取下げ)
第十九条の二 調停の申立ては、調停事件が終了するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、第十七條の決定がされた後にあつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。
第二十條 受訴裁判所は、適當であると認めるときは、職権で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に処理させ又は自ら処理することができる。ただし、事件について争点及び証拠の整理が完了した後に、当事者の合意がない場合には、この限りでない。
2 前項の規定により事件を調停に付した場合には、調停が成立し又は第十七條の決定が確定したときは、訴えの取下げがあつたものとみなす。
3 第一項の規定により受訴裁判所が自ら調停により事件を処理する場合には、調停主任は、第七條第一項の規定にかかわらず、受訴裁判所がその裁判官の中から指定する。
4 前三項の規定は、非訟事件を調停に付する場合に準用する。
(調停が成立した場合の費用の負担)
第二十條の二 調停が成立した場合において、調停手続の費用の負担について特別の定めをしないときは、その費用は、各自が負担する。
2 前条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)及び第二十四條の二第二項の規定により調停に付された訴訟事件又は非訟事件について調停が成立した場合において、訴訟費用及び非訟事件の手続の費用の負担について特別の定めをしないときは、その費用は、各自が負担する。
(訴訟手続等の中止)
第二十條の三 調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属しているとき、又は第二十條第一項若しくは第二十四條の二第二項の規定により事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。ただし、事件について争点及び証拠の整理が完了した後に、当事者の合意がない場合には、この限りでない。
2 前項の規定は、調停の申立てがあつた事件について非訟事件が係属しているとき、又は第二十條第四項において準用する同条第一項の規定により非訟事件が調停に付されたときについて準用する。
(終局決定以外の決定に対する即時抗告)
第二十一條 調停手続における終局決定以外の決定に対しては、この法律に定めるもののほか、最高裁判所規則で定めるところにより、即時抗告をすることができる。
(電子情報処理組織による申立て等)
第二十一條の二 調停手続における申立てその他の申述(次項及び次条において「申立て等」と

判所に処理させ又は自ら処理することができる。ただし、事件について争点及び証拠の整理が完了した後に、当事者の合意がない場合には、この限りでない。
2 前項の規定により事件を調停に付した場合には、調停が成立し又は第十七條の決定が確定したときは、訴えの取下げがあつたものとみなす。
3 第一項の規定により受訴裁判所が自ら調停により事件を処理する場合には、調停主任は、第七條第一項の規定にかかわらず、受訴裁判所がその裁判官の中から指定する。
4 前三項の規定は、非訟事件を調停に付する場合に準用する。
(調停が成立した場合の費用の負担)
第二十條の二 調停が成立した場合において、調停手続の費用の負担について特別の定めをしないときは、その費用は、各自が負担する。
2 前条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)及び第二十四條の二第二項の規定により調停に付された訴訟事件又は非訟事件について調停が成立した場合において、訴訟費用及び非訟事件の手続の費用の負担について特別の定めをしないときは、その費用は、各自が負担する。
(訴訟手続等の中止)
第二十條の三 調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属しているとき、又は第二十條第一項若しくは第二十四條の二第二項の規定により事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。ただし、事件について争点及び証拠の整理が完了した後に、当事者の合意がない場合には、この限りでない。
2 前項の規定は、調停の申立てがあつた事件について非訟事件が係属しているとき、又は第二十條第四項において準用する同条第一項の規定により非訟事件が調停に付されたときについて準用する。
(終局決定以外の決定に対する即時抗告)
第二十一條 調停手続における終局決定以外の決定に対しては、この法律に定めるもののほか、最高裁判所規則で定めるところにより、即時抗告をすることができる。
(電子情報処理組織による申立て等)
第二十一條の二 調停手続における申立てその他の申述(次項及び次条において「申立て等」と

のとして規定されている特定調停に関する
権限

3 民事調停官は、独立してその職権を行う。
4 民事調停官は、その権限を行うについて、裁
判所書記官に対し、その職務に関し必要な命令
をすることができる。この場合において、裁判
所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十条
第五項の規定は、民事調停官の命令を受けた裁
判所書記官について準用する。
（民事調停官の除斥及び忌避）

第二十三条の四 民事調停官の除斥及び忌避につ
いては、非訟事件手続法第十一条、第十二条並
びに第十三条第二項から第四項まで、第八項及
び第九項の規定を準用する。
2 非訟事件手続法第十三条第五項各号に掲げる
事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判
があったときは、前項において準用する同条第
四項本文の規定にかかわらず、調停手続は停止
しない。

3 民事調停官の除斥又は忌避についてはその民
事調停官の所属する裁判所が、簡易裁判所に所
属する民事調停官の除斥又は忌避についてはそ
の裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁
判をする。ただし、前項の裁判は、忌避された
民事調停官がすることができ、
（民事調停官に対する手当等）

第二十三条の五 民事調停官には、別に法律で定
めるところにより手当を支給し、並びに最高裁
判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊
料を支給する。

第二章 特別
第一節 宅地建物調停
（宅地建物調停事件・管轄）

第二十四条 宅地又は建物の貸借その他の利用関
係の紛争に関する調停事件は、紛争の目的であ
る宅地若しくは建物の所在地を管轄する簡易裁
判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管
轄する地方裁判所の管轄とする。
（地代借賃増減請求事件の調停の前置）

第二十四条の二 借地借家法（平成三年法律第九
十号）第十一条の地代若しくは土地の借賃の額
の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃
の額の増減の請求に関する事件について訴えを
提起しようとする者は、まず調停の申立てをし
なければならぬ。
2 前項の事件について調停の申立てをすること
なく訴えを提起した場合には、受訴裁判所は、

その事件を調停に付さなければならぬ。ただ
し、受訴裁判所が事件を調停に付することを適
当でないと思ふときは、この限りでない。
（地代借賃増減調停事件について調停委員会が
定める調停条件）

第二十四条の三 前条第一項の請求に係る調停事
件については、調停委員会は、当事者間に合意
が成立する見込みがある場合又は成立した合意
が相当でないと思ふ場合において、当事者間に
調停委員会の定める調停条件に服する旨の書
面による合意（当該調停事件に係る調停の申立
ての後に行われたものに限る。）があるときは、
申立てにより、事件の解決のために適当な調停
条件を定めることができる。
2 前項の調停委員会の定める調停条件に服する
旨の合意がその内容を記録した電磁的記録によ
ってされたときは、その合意は書面によつてさ
れたものとみなして、同項の規定を適用する。
3 第一項の調停条件項について電子調書を作成
し、これをファイルに記録したときは、調停が
成立したものとみなし、その記録は、裁判上の
和解と同一の効力を有する。

第二節 農事調停
（農事調停事件）
第二十五条 農地又は農業経営に付随する土地、
建物その他の農業用資産（以下「農地等」とい
う。）の貸借その他の利用関係の紛争に関する
調停事件については、前章に定めるもののほ
か、この節の定めるところによる。
（管轄）
第二十六条 前条の調停事件は、紛争の目的であ
る農地等の所在地を管轄する地方裁判所又は当
事者が合意で定めるその所在地を管轄する簡易
裁判所の管轄とする。
（小作官等の意見陳述）
第二十七条 小作官又は小作主事は、調停手続の
期日に出席し、又は調停手続の期日外におい
て、調停委員会に対して意見を述べることがで
きる。
2 調停委員会は、相当と認めるときは、当事者
の意見を聴いて、前項の期日において、最高裁
判所規則で定めるところにより、調停委員会及
び当事者双方が小作官又は小作主事との間で音
声の送受信により同時に通話することができ
る方法によつて、小作官又は小作主事に同項の
意見を述べさせることができる。
（小作官等の意見聴取）
第二十八条 調停委員会は、調停をしようとする
ときは、小作官又は小作主事の意見を聴かなけ
ればならぬ。

（裁判官の調停への準用）
第二十九条 前二条の規定は、裁判官だけで調停
を行う場合に準用する。
（移送等への準用）
第三十条 第二十八条の規定は、裁判所が、第四
条第一項ただし書若しくは第三項の規定により
事件を移送し若しくは自ら処理しようとし、又
は第十七条の決定をしようとする場合に準用す
る。

第三節 商事調停
（商事調停事件について調停委員会が定める調
停条件）
第三十一条 第二十四条の三の規定は、商事の紛
争に関する調停事件に準用する。
第四節 鈹害調停
（鈹害調停事件・管轄）
第三十二条 鈹業法（昭和二十五年法律第二百八
十九号）に定める鈹害の賠償の紛争に関する調
停事件は、損害の発生地を管轄する地方裁判所
の管轄とする。
（農事調停等に関する規定の準用）
第三十三条 第二十四条の三及び第二十七条から
第三十条までの規定は、前条の調停事件に準用
する。この場合において、第二十七条及び第二
十八条中「小作官又は小作主事」とあるのは、
「経済産業局長」と読み替えるものとする。
第五節 交通調停
（交通調停事件・管轄）
第三十三条の二 自動車の運行によつて人の生命
又は身体が害された場合における損害賠償の紛
争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判
所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居
所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とす
る。

第六節 公害等調停
（公害等調停事件・管轄）
第三十三条の三 公害又は日照、通風等の生活上
の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関
する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほ
か、損害の発生地又は損害が発生するおそれ
のある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。
第七節 知的財産調停
第三十三条の四 知的財産の紛争に関する調停事
件は、第三条に規定する裁判所のほか、同条の
規定（同条第一項の規定中当事者が合意で定め
る管轄に関する部分を除く。）により次の各号
に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、そ
れぞれ当該各号に定める裁判所の管轄とする。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台
高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内
に所在する簡易裁判所、東京地方裁判所
二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高
等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に
所在する簡易裁判所
第三章 罰則
（不出頭に対する制裁）
第三十四条 裁判所又は調停委員会の呼出しを受
けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しな
いときは、裁判所は、五万円以下の過料に処す
る。
（措置違反に対する制裁）
第三十五条 当事者又は参加人が正当な事由がな
く第十二条（第十五条において準用する場合を
含む。）の規定による措置に従わないときは、
裁判所は、十万円以下の過料に処する。
（過料についての決定）
第三十六条 前二条の過料の決定は、裁判官の命
令で執行する。この命令は、執行力のある債務
名義と同一の効力を有する。
2 前項に規定するもののほか、過料についての
決定に関しては、非訟事件手続法第五編の規定
（同法第九十九条並びに第二百一十一条第一項及
び第三項の規定並びに同法第二百二十条及び第百
二十二条の規定中檢察官に関する部分を除く。）
並びに刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三
十一号）第五百八条第一項本文及び第二項並びに
第五百十四条の規定を準用する。
（評議の秘密を漏らす罪）
第三十七条 民事調停委員又は民事調停委員であ
つた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停
主任若しくは民事調停委員の意見若しくはその
多少の数を漏らしたときは、三十万円以下の罰
金に処する。
（人の秘密を漏らす罪）
第三十八条 民事調停委員又は民事調停委員であ
つた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つ
たことについて知り得た人の秘密を漏らしたと
きは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰
金に処する。

附則 抄
第一条 この法律は、昭和二十六年十月一日から
施行する。
（借地借家調停法等の廃止）
第二条 借地借家調停法（大正十一年法律第四十
一号）、小作調停法（大正十三年法律第十八

号）及び借家調停法（大正十三年法律第十八
号）は、この法律の施行の日から起算して五年
を超えない範囲内において廃止されることとな
す。

附則 抄
第一条 この法律は、昭和二十六年十月一日から
施行する。
（借地借家調停法等の廃止）
第二条 借地借家調停法（大正十一年法律第四十
一号）、小作調停法（大正十三年法律第十八

号）及び借家調停法（大正十三年法律第十八
号）は、この法律の施行の日から起算して五年
を超えない範囲内において廃止されることとな
す。

附則 抄
第一条 この法律は、昭和二十六年十月一日から
施行する。
（借地借家調停法等の廃止）
第二条 借地借家調停法（大正十一年法律第四十
一号）、小作調停法（大正十三年法律第十八

号）及び借家調停法（大正十三年法律第十八
号）は、この法律の施行の日から起算して五年
を超えない範囲内において廃止されることとな
す。

附則 抄
第一条 この法律は、昭和二十六年十月一日から
施行する。
（借地借家調停法等の廃止）
第二条 借地借家調停法（大正十一年法律第四十
一号）、小作調停法（大正十三年法律第十八

号）及び借家調停法（大正十三年法律第十八
号）は、この法律の施行の日から起算して五年
を超えない範囲内において廃止されることとな
す。

号)、商事調停法(大正十五年法律第四十二号)及び金銭債務臨時調停法(昭和七年法律第二十六号)は、廃止する。

第十三条 (従前の調停事件)

この法律施行前に裁判所が受理した調停事件については、なお従前の例による。

第十四条 (調停委員となるべき者の選任等)

この法律施行前に従前の法律の規定によつてした調停委員となるべき者の選任は、この法律の適用については、同法の規定によつてした選任とみなす。

この法律施行後に同法の規定によつてした調停委員となるべき者の選任は、従前の法律の適用については、同法の規定によつてした選任とみなす。

前二項の規定は、調停主任の指定に準用する。

第十五条 (罰則の適用)

この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なを従前の例による。

小作調停法又は金銭債務臨時調停法による調停委員又は調停委員であつた者のこの法律施行後の行為に対する罰則の適用についても、前項と同様とする。但し、従前の規定中「千円」とあるのは「五百円」とする。

この法律施行後の行為に対して従前の過料に関する規定を適用する場合には、その規定中「五十円」とあるのは「三十円」とし、「五百円」とあるのは「五十円」とする。但し、従前の家事審判法の規定中「五百円」とあるのは「三十円」とする。

この法律施行後に従前の例によるべき場合であつても、過料の裁判又は審判及びその執行については、第三十六条又はこの法律による改正後の家事審判法第二十九条の規定を適用する。

附則 (昭和四十六年四月六日法律第四二号)

この法律(第一条を除く。)は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則 (昭和四十九年五月二四日法律第五五号)

(施行期日)

この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

この法律の施行前に調停委員会においてした手続及び裁判所がした調停委員の意見の聴取

は、この法律による改正後の民事調停法又は家事審判法の規定により調停委員会においてした手続及び裁判所がした民事調停委員又は家事調停委員の意見の聴取とみなす。

この法律の施行前に調停委員、調停の補助をした者又は参与員がした職務に係る旅費、日当及び宿泊料又は止宿料の支給については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行前に調停委員であつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、前項と同様とする。

附則 (昭和五十四年三月三〇日法律第五四号) 抄

(施行期日)

この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。

(経過措置)

この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附則 (昭和五十七年八月二四日法律第八二号) 抄

(施行期日)

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

第一条 (罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成三年一〇月四日法律第九一号)

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

この法律の施行前に訴えが提起された場合における借地借家法(平成三年法律第九十号)第十一條の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二條の建物の借賃の額の増減の請求の事件に関しては、なお従前の例による。

改正後の第二十四条の三の規定は、この法律の施行の際現に裁判所に係属している前項の請求に係る調停事件についても、適用する。

商事の紛争に関する調停事件又は鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)に定める鉱害の賠償の紛争に関する調停事件でこの法律の施行前に改正前の第三十一條第一項(改正前の第三十三條において準用する場合を含む。)に規定する書面による合意がされているものについては、なお従前の例による。

附則 (平成二一年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二三年五月二五日法律第五三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則 (令和四年五月二五日法律第四八号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三條の規定並びに附則第六十條中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第五十二條第二項の改正規定及び附則第二百五十二條の規定 公布の日

第一條の規定、第四條中民事訴訟費用等に関する法律第二十八條の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項(イ)の改正規定(「取消し」の申立て)の下に、「秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消し」の申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される申立て)を加える部分に限る。)

第五條中人事訴訟法第三十五條の改正規定、第六條の規定並びに第九條中民事執行法第五十六條の改正規定、同法第五十七條第四項の改正規定、同法第六十一條第一項の改正規定、同法第六十一條の次に一條を加える改正規定、同法第六十五條第一項の改正規定、同法第六十七條の十第一項の改正規定及び同法第六十七條の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五條及び第四十八條の規定、附則第七十一條中民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十條第五項の改正規定、附則第七十三條の規定、附則第八十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)第三十條第四項の改正規定及び同法第三十六條第五項の改正規定並びに附則第八十六條、第九十一條、第九十八條、第一百十二條、第一百五十五條及び第一百七十七條の規

融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六條の改正規定及び同法第二百三十二條の改正規定、第四百四十五條中民事再生法第百十五條の次に一條を加える改正規定及び同法第百五十三條第三項の改正規定（「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五條」を「民事執行法第八十五條から第八十六條まで」に改める部分に限る。）、第六百六十一條第一項の規定、第二百二條中会社更生法第百十條第三項の改正規定（「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五條」を「民事執行法第八十五條から第八十六條まで」に改める部分に限る。）及び同法第百十五條の次に一條を加える改正規定、第二百十六條第一項の規定、第二百十九條中人事訴訟法第九條に一項を加える改正規定及び同法第三十三條に二項を加える改正規定、第二百四十九條中破産法第百二十一條の次に一條を加える改正規定、同法第百二十二條第二項の改正規定、同法第百三十六條の次に一條を加える改正規定及び同法第百九十一條第三項の改正規定（「第八十五條」の下に「から第八十六條まで」を加える部分に限る。）、第二百六十五條第一項の規定、第三百四條中非訟事件手続法第三十三條第四項の改正規定、同法第四十三條の改正規定及び同法第四十七條第一項の改正規定、第三百二十六條中家事事件手続法第四十條の改正規定、同法第四十九條の改正規定、同法第五十四條第一項の改正規定、同法第五十九條の改正規定、同法第六十條第二項の改正規定（「及び第二項」を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四條第一項の改正規定（「第三項まで、」を「第四項まで、」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に「、第五十九條第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。）、同法第二百六十條第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十一條第五項の改正規定、第三百四十一條中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十條の改正規定、同法第七十五條第一項の改正規定、同法第八十條に一項を加える改正規定及び同法第百三條第六項の改正規定並びに第三百五十六條中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三條の改正規定（「、第八十七條の二」を削る部分に限る。）、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日